

決算審査特別委員会記録

令和8年1月29日開催

- 1 日 時 令和8年1月29日(木) 9:58~17:07
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席議員 久米委員長 大山副委員長
荒谷委員 山崎委員 平山委員 湯浅委員 武田委員 金久委員
渡邊芳彦委員 橘委員 大橋委員 住友委員 星加委員 喜多委員
広浦委員 水谷委員 西川委員 佐々木委員 橋本委員 藤本委員
奥田委員 陶久委員 佐古委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 傍聴議員 なし
- 7 出席理事者 西田副市長 平井副市長 東條政策監 篠原政策監
幸泉企画部長 荒井総務部長 川端危機管理部長 山下市民部長
湯浅環境管理部長 高山保健福祉部長 中橋産業部長 藤本建設部長
吉岡都市整備部長 東会計管理者 安富教育部長 小西消防長
清水保健福祉部理事 数藤産業部理事 小原環境管理部参事
清原都市整備部参事 横手秘書広報課長 兼任人事課長 長谷総務課長
石山財政課長 日下税務課長 手塚市民生活課長 三河環境保全課長
東條介護保険課長 尾田保健センター所長 近藤保険年金課長
山崎地域共生推進課長 武田観光交流課長 山田商工戦略課長
是松住宅課長 岡本下水道課長 吉積会計課長 西岡教育総務課長
田上生涯学習課長 吉村学校給食課長 他
- 8 事 務 局 佐坂局長 田上課長 谷崎課長補佐 福岡係長
- 9 傍 聴 者 0人
- 10 記 者 0人

【 会議の概要 】

【 9：58 開会 】

久米委員長 おはようございます。ただ今から、決算審査特別委員会を開催いたします。本日、遅刻の連絡がありましたのは陶久委員、以上であります。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。何かと忙しい、まさに年度末に差し掛かっている状況の中で、27日に衆議院選挙が公示されまして、職員も議員もいろいろと忙しい中ではありますが、そういった中での決算審査特別委員会でございます。スムーズな審議、運営に努めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、理事者を代表して西田副市長、よろしくお願い致します。西田副市長。

西田副市長 おはようございます。決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。久米委員長、大山副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、御多用の中にもかかわりませず、本日から2日の日程で決算審査特別委員会を開催していただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、本特別委員会で御審査いただきます案件は、12月定例会において提出いたしております令和6年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定議案17件でございます。それぞれの担当課長から決算内容、また、主要な施策の成果等につきまして御説明をさせていただきますので、何卒十分な御審査の上、御認定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

久米委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、先の12月定例会で継続審査といたしました令和6年度の各会計の決算認定議案、第9号議案から第25号議案までの計17号議案であります。なお、議案の数も大変多く、多岐にわたっておりますので、説明をされる理事者の方におかれましては簡潔にお願いしたいと思います。委員の皆様にも合わせてお願いをいたします。質問は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。また、該当する資料名とページ番号をお示しいただいた上で御質問くださいますようお願いいたします。

それでは、審査に入りますが、説明が長引く場合もあるかと思っておりますので、理事者の方は自己紹介のみ起立していただきまして、着座での説明をお願いしたいと思います。

令和6年度阿南市一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

久米委員長 それでは、令和6年度阿南市一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について、東会計管理者から説明をお願いいたします。東会計管理者。

【理事者説明 東 会計管理者】

久米委員長 ありがとうございます。

第9号議案 令和6年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第9号議案 令和6年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。吉積会計課長。

【理事者説明 吉積 会計課長】

久米委員長 すみません。ここで15分間休憩いたします。

【休 憩 11:08～11:22】

久米委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。吉積会計課長。

【理事者説明 吉積 会計課長】

久米委員長 ありがとうございます。
続きまして、主要な施策の成果の説明をお願いいたします。石山財政課長。

【理事者説明 石山 財政課長】

久米委員長 昼食のため休憩いたしますが、委員の皆さん、電源が持たないと思うので、お持ち帰りいただいて、充電をしておいてください。

【休 憩 12:03～12:58】

久米委員長 少し早いですが始めます。午前に引き続き、会議を始めます。石山財政課長。

【理事者説明 石山 財政課長】

久米委員長 お疲れ様でした。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより第9号議案に対する質疑に入りたいと思います。通告がありますので、順次、指名をいたします。まず橘委員、どうぞ。

橘 委員 令和6年度主要な施策の成果の説明書の13ページ、ふるさと未来課の2款1項12目 移住定住促進事業の後段に掲載してあります移住定住について、移住促進コーディネーター2名を配置し、情報発信、移住フェア等の出展、関連団体と連携し移住者の受け入れ等を実施するとあります。移住促進コーディネーターの成果でもあります県外からの移住者が6世帯20人の実績になっておりますが、そのことについて4点教えてください。

どこの県からの移住、また、市内のどこに移住されましたか。次に、世帯構成について。次に市内の移住先の家屋は空き家の利活用をしましたか。また、賃貸住宅、また、移住支援団体が斡旋した家屋など、どういう形態ですか。最後に移住された方々の就労形態を教えてください。

久米委員長 どうぞ。

武田 課長 移住促進コーディネーターが案内いたしました県外からの移住者に関する御質問にお答えいたします。

まず、どこの県からどこに移住したのかについてでございますが、移住元といたしましては、関東地方が3世帯、内訳は埼玉県2世帯、千葉県1世帯。中部地方が2世帯、内訳は静岡県、愛知県各1世帯。近畿地方、大阪府が1世帯となっております。都市部からの移住が中心となっております。

また、移住先につきましては、富岡地区に2世帯、その他は加茂谷、椿、橘、新野の各地区に1世帯ずつ移住されております。

世帯構成につきましては、6世帯中5世帯が子育て世帯、1世帯が単身となっております。

移住先の住居につきましては、アパートが2世帯、賃貸の空き家が4世帯となっております。そのうち2世帯は移住支援団体が紹介した空き家となっております。

空き家につきましては、本市の空き家バンク、移住促進コーディネーター、移住支援団体等がそれぞれ物件の情報提供をしております。官民の情報を組み合わせることで空き家の活用を進めております。

最後に、就労先につきましては、1世帯が起業、その他は阿南市内での就業やリモートワーク等となっております。以上、御答弁いたします。

久米委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。

移住・定住に向けてフェア等での阿南市のPRや移住希望者が阿南市を訪問した際には、移住促進コーディネーターや担当職員の時間を問わず、親切、丁寧な対応の成果であると思います。今後とも、移住、定住に向けての情報発信と受け入れ対応をお願いしたいと思います。

次に2番目でございますが、30ページの市民生活課、2款 1項 12目 地域支援総務費の地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業、1事業150万円について、具体的な事業内容と効果について教えてください。

また、地域活性化事業、ふるさとづくり基金地域活性化事業補助金、9事業142万7,873円についても、9事業の具体的な事業内容、地域活性化の効果について伺います。

久米委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 市民生活課長、手塚です。地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業、1事業150万円の具体的な事業内容と効果の御質問につきましては、一般財団法人地域活性化センターが、市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじの収益金の交付を受けて行う、地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業に採択された事業の実施主体に助成金を交付しました。令和6年度の実施主体、NPO法人阿南未来創造社の事業内容としましては、阿南市の花であるひまわりの栽培の参加校を募集し、応募のあった市内の小学校5校、放課後児童クラブ1団体、幼稚園1校の児童を対象に、ひまわりの栽培支援、プランターの貸出し、栽培指導などを行い、秋には参加した児童による活動発表会を実施いたしました。事業の効果として、児童や保護者に阿南市の花がひまわりであることを再認識してもらうとともに、市の花制定時のコンセプトである真夏の空に向かって光り輝き、明るくエネルギーな力強さがあり、今後の躍進が期待される南国

阿南市というイメージを共有し、児童の郷土愛の醸成を図りました。

次に、ふるさとづくり基金地域活性化事業補助金9事業、142万7,873円の具体的な事業内容につきましては、ふるさとづくり基金運営委員会で採択された阿南市の活性化及び地域の振興を推進する事業へ補助金の交付を行いました。実施主体の事業内容は、若者の海外視察研修、マルシェやスポーツイベントの開催、伝統文化、芸能の振興活動、健康予防普及啓発活動、山道、遊歩道の補修などでございます。地域活性化の効果につきましては、助成対象となった各事業の実施により、地域住民同士の交流促進、子どもたちのスポーツ経験の機会創出、高齢者の健康づくりや孤立解消等の効果があり、地域活性化を図ることができました。以上、御答弁いたします。

久米委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。両事業についても、地域団体が主体となって地域活性化に取り組んでいる事業であると思います。今後も活性化推進団体への支援を継続してお願いしたいと思います。

最後に、64ページの保険年金課、4款 1項 3目 こどもの医療費助成事業について。この事業につきましては、阿南市が子育て支援策として他の自治体に先駆けて最初に実施した施策であります。そこで、市独自の取組であります子どもの入院時に係る食事療養費の助成件数と実績額についてお伺いいたします。

久米委員長 近藤保険年金課長。

近藤 課長 こどもの医療費助成事業に関する御質問にお答えいたします。

県からの調査で報告した数字となりますが、助成件数は227件でございます。また、助成実績額につきましては156万4,000円でございます。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 橘委員。

橘 委員 ありがとうございます。

このこどもの医療費助成事業は、保護者の経済的負担を軽減することになり、また、移住促進においても大変重要な施策と思いますので、またどうぞ、よろしく申し上げます。以上です。

久米委員長 ここで理事者の入替えをします。ちょっとお待ちください。担当が変わります。

よろしいですか。続いて水谷委員。

水谷 委員 通告の順番に従って質問させていただきます。

まず決算書の6ページ、18款 財産収入 2項 財産売却収入について質問します。予算現額と収入済額との比較、1,023万7,024円増になっている理由を教えてください。

久米委員長 長谷総務課長。

長谷 課長 総務課長の長谷でございます。水谷委員の、18款 財産収入 2項 財産売

払収入の予算現額と収入済額との比較についての御質問については、歳入歳出決算附属書類の29ページをお願いいたします。

2項 財産売払収入の予算現額は、1目 不動産売払収入の予算現額200万円と2目 物品売払収入の予算現額730万6,000円を合わせた計930万6,000円でございます。次に、収入済額は1目 不動産売払収入の収入済額1,213万4,113円、2目 物品売払収入の収入済額740万8,911円を合わせた計1,954万3,024円でございます。この差額が収入増の額1,023万7,024円でございます。

予算現額と比較して収入済額が多かった理由ですが、まず1目 不動産売払収入の収入済額1,213万4,113円が予算現額200万円と比較して1,013万4,113円の収入増となっております。これは用途廃止による市有地（法定外公共物）の払下げを行った売却額が多かったことによるものでございます。市有地の払下げは、当初予算計上時には場所や面積、件数など全て不明なことから、結果として令和6年度のように大きく差額が生じることがございます。

次に、2目 物品売払収入の収入済額704万8,911円が、予算現額703万6,000円と比較して10万2,911円の収入増となっております。2目 物品売払収入は中古塵芥車—ごみ収集のパッカー車のことです。と天体ポスター、温泉タオル、書籍及びタクシー券の売払収入でございます。

従いまして、1目 不動産売払収入の収入増の額1,013万4,113円と、2目 物品売払収入の収入増の額10万2,911円とを合わせた額が、2項 財産売払収入の収入増の額、1,023万7,024円でございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

次にいきます。決算附属書類のP10、1款 1項 2目 法人税収についてお伺いします。調定額が当初予算に比べて1億4,699万2,500円少なくなっています。また、令和5年度との調定額との比較でも1億3,985万1,500円少なくなっています。この減額理由を教えてください。

久米委員長 日下税務課長。

日下 課長 法人税収入についてお答えします。当初予算額につきましては、当該年度の収入見込みを、社会情勢、景気や企業業績の動向を鑑みつつ、前年度の決算見込みを基に広く検討し、慎重に算定しております。一方、調停額は納税義務者の申告内容を審査、確定した最終的な税額となっており、実際の企業の業績が予測を下回りますと、結果として調定額が当初予算額を下回ることとなります。令和6年度の調定額が当初予算額に比べ、約1億4,699万円の減少、また、令和5年度の調定額と比較しても約1億3,985万円の減少となりましたが、これは、人件費の増加や原材料等の高騰などによる企業業績の減益が主な原因であると考えています。

法人市民税は企業業績に大きく左右されるため、年度による増減が激しいため、見込みが難しい税目であります。このため、大きな差が生じた場合には、適時、補正予算により調整を行い、歳入全体の均衡を図っております。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧な説明、ありがとうございます。

次にいきます。決算附属書類の10ページ、1款 4項 1目 たばこ税についてお伺いします。こちら、調停額が当初予算に比べて1,978万7,322円少なくなっています。また、令和5年度の調定額と比較しても1,634万7,825円少なくなっていますが、この減額理由を教えてください。

久米委員長 日下税務課長。

日下 課長 たばこ税についてお答えします。市たばこ税は製造者、卸売販売業者が市内の小売販売店へたばこを売り渡した時点で課税される税金で、令和3年10月以降は1,000本につき6,552円が課税されております。このため、売渡し数量で税額が確定し、納付も同時に行われることから、調定額と収入額が一致する税目となっています。近年、健康志向の高まりや喫煙環境の変化などにより、全国的にたばこの販売本数は継続的に減少している状況です。令和6年度当初予算では前年度並みの売り上げを見込んで算定しておりましたが、令和5年度の実績が予算見込みを下回る結果となりました。

このことを踏まえ、今後も予測の難しさはございますが、より慎重な見通しが必要であると考えております。引き続き、売上げ動向や社会情勢に注視し、適切な歳入見込みの算定に努めてまいります。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 こちらも丁寧な説明、ありがとうございます。

次、決算附属書類の35ページ、23款 市債についてお伺いします。当初予算での市債は16億5,020万円でありましたが、補正予算額13億1,175万6,000円を増額しています。令和7年3月定例会の総務委員会で、財政調整基金繰入額の減額、市債増額の理由を質問し、何の市債が増えたのか御答弁いただきました。何の種類の市債が増えたのかではなく、どうして財源を財政調整基金から市債に振り替えたのか教えてください。

久米委員長 石山財政課長。

石山 課長 財政課、石山でございます。

まず、市債につきましては、令和6年度当初予算計上以後も、社会資本整備などのために補正予算におきまして追加、変更などを行っております。令和6年度は委員おっしゃるように、補正予算で13億1,175万6,000円を追加させていただいたところでございます。年間を通じまして、法人市民税をはじめとする市税収入や国庫支出金、また県支出金、市債などの歳入を巡る状況は大きく変動いたします。その見通しにつきましては的確に捉えていっておるところでございますが、令和6年度におきましては、普通交付税の追加交付や特別交付税などのほか、市債につきましても計画的に財源調達の手段の一つとして、また、一般財源の醸成、資金確保などの持続可能な行財政運営のために有効活用しております。これに加えまして、他の特定財源等の歳入も広く検討いたしましたところ、財政調整基金については減額とする財源調整を行ったものであります。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

引き続き、市債についてお伺いします。市債増額の判断時点で歳計現金の資金繰り見通しや基金運用の流動性への影響を検討されたのでしょうか。検討されたのであれば、検討した資料の有無についてお答えください。また、市債増額の確認、決裁の経路についても教えてください。

久米委員長 石山財政課長。

石山 課長 市債増額の判断や確認、決裁の経路などについてのお尋ねでございますが、市債発行の検討にあたりましては、資金繰りなどの確認だけではなく、財政負担の平準化のほか、先ほども申し上げましたが、一般財源の醸成、資金確保など、持続可能な行財政運営を目指すなどの観点から、国の定めます地方債の同意基準に照らしまして広く検討し、資金調達を行っております。

市債増額の確認などの手続きにつきましては、予算議案の策定過程におきまして、市長による決裁を受けたのち、議会に上程し、御審議をお願いしているところでございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。次も市債でした。決算附属書類 38 ページ、市債と主要な施策の成果説明書 18 ページにある、12 款 1 項 1 目 長期債元金償還金、12 款 1 項 2 目 長期債利子についてお伺いします。調整債 3 億 740 万円が記載されています。令和 7 年 3 月定例会の総務委員会において質疑がなされました。この調整債、具体的に何年で償還予定されているのか、払うべき利子の合計はいくらの想定をしているのかという質問に対し、償還年数は 30 年を想定しております。支払い利子につきましてはこれから調整債を借りますので、まだ利率のほうは借入れするまで分からない点がございまして、いわゆる利子の想定額はまだ算出していないところですのでの答弁がありました。この調整債について、何年で償還する予定になったのか。また、払うべき利子の合計はどのくらいと計算しているのか教えてください。

久米委員長 石山財政課長。

石山 課長 調整債に関するお尋ねでございますが、初めに令和 6 年度の調整債につきましては、償還期日を令和 37 年 3 月までの 30 年間で設定をされており、3 億 740 万円の借入れを実行しております。これに係る利子につきましては、総額で 7,389 万 8,650 円となる見込みでございます。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

引き続き、調整債についてお伺いします。この調整債について、借入れ前に想定利率に基づく元利償還の試算表を策定しているのかどうか。また、償還年数設定の根拠の資料の有無、作成者、確認者、決裁者について教えてください。

久米委員長 石山財政課長。

石山 課長 調整債を含みます全ての地方債についてお答えさせていただきます。限度額や起債の方法などに合わせまして、利率等につきましては、まず議決を前提といたしますところがございます。実際の借入れにつきましても、その範囲内におきまして借入れを実行しているところがございます。償還年数等につきましては、国が定めます地方債同意基準というものがございまして、その資金区分や、資金区分により償還期限等が定められてございます。その範囲の中で、これに従って借入れ手続を行っているところがございます。

なお、利率の設定についてでございますが、政府系の資金におきましては、貸付機関のほうであらかじめ定められた利率が用意されてございます。市中銀行の場合などでは利率の見積もり比較などによりまして決定をしているところで、借入過程における各事務手続きに関しましては、市長等の決裁を経て適切に実行させていただいております。以上、お答えいたします。

久米委員長 副市長。

平井副市長 副市長の平井でございます。調整債につきまして、補足の説明をさせていただければと存じます。

阿南市におきましては、市民の皆様のための貯金、これ、貯金でございますので現金化が容易であるべきはずのところがございますけれども、残念ながら、前市長時代の令和2年度から4年度にかけまして、91.3億円もの長期債券を購入するという状況になってございまして、また、これは令和5年12月議会の御論議を通じて判明をいたしましたところがございます。令和4年度当時より基金全体の半分以上が長期債券であって、そのうち、大部分が30年債を含む超長期債券を保有しているということで、それは、現在進行形の大きな課題となっているところがございます。

その結果、昨今の金利上昇によりまして、令和7年12月末時点の評価損は29.6億円ということで、先ほど、令和7年3月末の御説明させていただきましたが、21.8億円でございましたが、年末には29.6億円ということで、8億円増えております。こういう状況でございますので、売却して現金化することは極めて困難な状況となっているところがございます。

そして、令和6年度当初予算におきましては、この予算編成の収支不足を補うために、25.6億円の財政調整基金の繰入れについて予算計上し、こちらは、市議会において全会一致でお認めいただいているところがございますが、岩佐市長の下で、理事者といたしましては、財政の持続可能性を確保するために、歳入、歳出のあらゆる工夫を年度途中で講じまして、この25.6億円を少しでも圧縮したいということで、財政課をはじめ、全庁的な命題に据えたところがございます。

このように、予算編成を持続的に行います際には、この一般財源の確保、収支差の改善、基金、現金の確保を同時一体的に実現することが不可欠でございます。そこで、その具体策の一つとして、この度の調整債、これは国のほうの税法の改正によって地方が影響を受ける場合、その影響分の一部につきまして発行できるという、国の制度に基づく発行でございまして、そうしたことで、国や県から認められました年度途中における現金の確保、そして収支差改善の重要な手立てでございまして、91.3億円の現金化が困難なことへの対策としても、市議会の議決をいただいた上で、本市として有効に活用させていただいたところがございます。

なお、令和6年度においては、調整債の活用をはじめとする歳入確保や、歳

出面での効率化といった様々な工夫によりまして、令和6年度当初予算段階では25.6億円を予定しておりました財調基金の繰入れは、最終的には2.6億円の残高減にとどまっているところでございます。

そして、調整債の支払利息についての御質問ございました。この調整債の活用に至った大きな要因でございます91.3億円の長期債券、こちらにつきましては、実はこの91.3億円、利息を生んでおりまして、年間の運用益は約6,500万円ということで、年平均0.72%の運用という状況でございます。この91.3億円のうち、例えば30年もの、超長期国債3億円、こちらは年利1%ということでございますので、30年分を合計いたしますと9,000万円の運用益が阿南市に入ってくるということになります。このように、保有債券3億円と令和6年度の調整債発行額3億円は、いわば相対する関係にあるといえるのではないかと、バランスシートで言えば資産と負債との相対する関係ということになるわけでございます。これら、保有債券の30年にわたる運用益9,000万円は、先ほどの調整債の支払利息7,400万円に十分に匹敵する状態にあると私も考えているところでございます。

このように、基金、現金の確保という目的のために、調整債と基金保有債券とは対等関係にあると捉えることができるのではないかと考えておりまして、ぜひ、この点、91.3億円の現金化が困難なことへの対応の一つであるということで御理解賜ればと思っております。

最後でございますけど、なお、調整債については、国から認められたこの制度的な借入れである一方で、本市の一般会計全体の地方債残高の推移、こちらに十分に留意する必要があると考えております。このような認識の下で、一般会計における令和6年度の地方債残高は約352億円ということで、令和5年度の361億円を約9億円下回っているということで、総額管理のコントロールはできている状況にあると考えているところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。財政課長に加え、平井副市長からのすごく丁寧な説明、ありがとうございました。

本当に91.3億円の長期債券が今の阿南市に重くのしかかっているということがよく分かりました。また、決算附属書類の276ページ、財政調整基金の決算現金ですよね、最終的な現金残高が8,000万円になっています。これもきっと平井副市長をはじめ、皆様の御尽力のおかげでゼロになることなくこられたと思います。

引き続き質問していきます。決算附属書類の43ページ、2款 1項 2目 人事管理費についてお伺いします。ストレス診断委託料36万9,908円、どこに委託し、何人ストレス診断を受けられて利用しているのかお答えください。

久米委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 ストレス診断委託料についてお答えいたします。ストレスチェックにつきましては、職員が自身のストレス状態を把握することで過度なストレスをため込まないようにすることや、必要に応じて、高ストレス状態の職員が医師との面接を通じて助言を受けることで、業務の負担軽減措置を講じ、職場環境の改善に寄与するものです。この取組により、鬱などのメンタルヘルス不調の未然防止を図る一次予防を目的としています。令和6年度ストレスチェック実施状況

ですが、株式会社インソースに委託し、再任用職員及び会計年度任用職員を含む1,556人を対象に実施いたしました。その結果、約77%に当たる1,201人が受検しております。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございます。また引き続き、職員のメンタルヘルスケアに力を入れていただければと思います。

続いて、決算附属書類の43ページ 2款 1項 3目 広報費についてお伺いします。18万2,000円が、2款 1項 1目から流用されていますが、その理由をお教えてください。また、印刷製本費1,054万5,340円、広報配達業務委託料1,352万9,580円となっていますが、過去5年分と比較してどのぐらいの増減の変化があるのでしょうか。お教えてください。

久米委員長 横手秘書課長。

横手 課長 水谷委員の御質問に御答弁いたします。

初めに、2款 1項 3目 広報費の流用理由につきましては、広報用カメラのレンズがひび割れしたことにより撮影ができなくなり、代替のカメラを購入する必要が生じたため、流用いたしました。2款 1項 1目 一般管理費から流用した理由につきましては、本来なら広報費からの流用が望ましいところがございますが、代替カメラの設計、購入する9月の時点では、年度内に広報誌を何ページ製本するのかが確定できず、不用額がどの程度発生するのかが不確定でありました。また、前年度、令和5年度はページ単価が上がったことから、広報費において予算不足が発生し、流用を行いました。以上の理由から、広報費から流用すれば再度、予算不足が生じる恐れがあることから、2款 1項 1目から流用することといたしました。

次に、印刷製本費と広報配達業務委託料の過去5年間との比較でございますが、まず印刷製本費につきましては、令和5年度は1,071万5,980円。令和4年度は965万3,600円。令和3年度は972万700円。令和2年度は966万9,220円。令和元年度は911万2,730円となっております。令和6年度と比較しますと、令和5年度からは約17万円程度減少しておりますが、令和2年度、3年度、4年度と比べますと約80万円程度増えております。また、令和元年度からは約140万円程度増加しております。増加した理由といたしましては、1ページ当たりの単価が緩やかに上昇してきていることが主な要因でございます。

次に、広報配達業務委託料につきましては、令和5年度は1,361万2,740円。令和4年度は1,162万9,296円。令和3年度は1,152万2,376円。令和2年度は1,150万2,576円。令和元年度は1,137万9,168円となっております。令和6年度と比較しますと、令和5年度からは約8万円の減となっておりますが、令和元年度から令和4年度と比べますと約200万円程度増加しております。増加した理由といたしましては、令和5年度に1冊当たりの配布単価が、税込みで5.5円増加したことが主な要因でございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 引き続き、市民の皆さんが広報を読めるように配布に努めていただければと思います。

質問を続けます。主要な施策の成果説明書14ページ、2款 1項 12目 婚

活応援事業についてお伺いします。婚活応援事業の成果に引き合わせ成立組数の記載がありますが、婚姻に至ったかどうかの把握はされているのでしょうか。また、新婚新生活支援事業補助金の成果に「婚姻数の増加がはかられ」とあります。過去5年間の婚姻数と、人口1,000人当たりの婚姻率を教えてください。

久米委員長 武田観光交流課長。

武田 課長 引き合わせ成立後、婚姻に至ったかどうかの把握を行っているのか、との御質問につきましては、婚活応援事業といたしまして、徳島県から委託を受け、結婚支援を行っております徳島マリッジサポートセンター、通称マリッサ徳島と共同し、婚活イベントを年に一度、実施しております。このイベントで誕生したカップルが結婚に至った際には同センターから御連絡をいただけることとなっておりますが、現時点で、本市において結婚にまで至った事例はございません。

次に、過去5年間の婚姻数と、人口1,000人当たりの婚姻率につきましては、徳島県が公表しております徳島県保健衛生統計年報では、本市の令和2年度の婚姻数は236組、婚姻率は3.4。令和3年度の婚姻数は244組、婚姻率は3.6。令和4年度の婚姻数は233組、婚姻率は3.4。令和5年度の婚姻数は211組、婚姻率は3.2となっております。令和6年度につきましては、現時点では公表されておりましたが、増加の見込みとなっております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。過去の婚姻率、婚姻数というのは全体的に減少傾向です。それを受けて、この2024年度からこの婚活応援事業が始まったと認識しております。2024年度の統計がまだ出ていないとのことですが、この事業の効果を図るためにも申請件数とともに実際の婚姻数、婚姻率、その変化も見る必要があると思いますので、今後、婚姻件数、婚姻率も含めて分析をお願いいたします。

続きまして、主要な施策の成果説明書68ページ、3款 1項 3目 地域生活支援事業、日常生活用具給付等事業についてお伺いします。この事業は令和4年度1,841件、令和5年度1,014件、令和6年度948件の申請件数と減少傾向となっております。対象となる方に対してどのような広報を行っているのでしょうか。また、給付実績の内容を多いものから順に教えてください。

久米委員長 山崎地域共生推進課長。

山崎 課長 日常生活用具給付事業についての御質問にお答えいたします。

まず、日常生活用具給付等事業の対象品目のうちのストマ用装具及び紙おむつは2か月分をまとめて支給決定しております。給付件数につきましては、令和4年度は2か月分を2件と計上しておりましたが、システムのデータ抽出方法の変更のため、令和5年度より2か月分を1件と計上しております。従いまして、件数自体が減少傾向となっているわけではございませんので、御理解のほど、お願い申し上げます。

次に、対象者への周知については、身体障害者手帳の交付時に窓口において、県が発行している福祉のしおりに基づき、サービスなどの説明を行い、情報提

供に努めております。

最後に、給付実績の内容の多いものについては、毎年、ストマ用装具の給付件数が一番多く、令和6年度実績ではストマ用装具に次いで視覚障がい者用テープレコーダー、電気式痰吸引器、パルスオキシメーターとなります。以上、御答弁いたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 丁寧な説明、ありがとうございます。利用件数が減っているように見えるが、実際の利用者数はそんなに減っていないというところで安心いたしました。ありがとうございます。

続きまして、主要な施策の成果説明書45ページ、4款 2項 1目 清掃総務費、資源ごみ回収団体奨励金についてお伺いします。毎年、資源ごみ回収量の減少が見受けられますが、どのような広報がされているのでしょうか。

久米委員長 小原環境管理部参事。

小原 参事 資源ごみ回収の団体奨励金の広報に関する御質問にお答えをいたします。本事業の広報の方法といたしましては、広報誌の「美しい阿南」に記事を掲載しているほか、本市ホームページ、ごみ分別アプリで周知をいたしております。また、本庁舎環境管理課の窓口におきましても、必要に応じて、資源ごみ回収のしおりを希望者の方に配布いたしております。以上、お答えいたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございます。阿南市の全体のごみは人口減少に伴い、少しずつ、緩やかに減少しているように思うんですけども、その減少率を上回る勢いで資源ごみ回収の量が減っているように思いますので、もっと積極的な広報をぜひお願いいたします。

続きまして、主要な施策の成果説明書46ページ、4款 2項 2目 エコパーク阿南管理費、資源化実績のうち、プラ容器包装が、令和4年度528トン、令和5年度591トンと比較して、令和6年度84トンと激減しています。その理由は何でしょうか。

久米委員長 小原参事。

小原 参事 エコパーク阿南の資源化実績に関する御質問にお答えをいたします。令和6年度のプラ容器包装の資源化実績の数量が減少している理由といたしましては、プラ容器包装を加工した廃プラスチックを利用する阿南市内の民間事業者売却し、資源化いたしておりましたが、その事業者の工場内施設で火災が発生し、関係する機器類の被災により、その事業者が廃プラスチックの受入れを停止していたため、本市のプラ容器包装の排出が減少したことによるものでございます。以上、お答えいたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。廃プラの活用がもっと進むように、1事業者だけ

ではなくて、いろんなところに活用してもらうように、何か考えていただければと思いますし、私も勉強して提案できればと思います。

続きまして、主要な施策の成果説明書 98 ページ、7 款 1 項 2 目 サテライトオフィス管理費についてお伺いします。年間何件の稼働実績、利用された日数と利用された件数があるのでしょうか。お教えてください。

久米委員長 山田商工戦略課長。

山田 課長 商工戦略課、山田です。阿南スマートワークオフィス稼働実績についてお答えいたします。

令和 6 年度の利用実績は、利用件数が 26 件、利用日数は 39 日、利用者数は延べ 238 人でございました。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。稼働日数、稼働実績がすごく少ないように思いますので、もっと利用いただけるような広報、もしくは周知をお願いできればと思います。

最後の質問です。主要な施策の成果説明書 125 ページ、8 款 4 項 5 目 公園施設の補修と維持管理が行われていますが、阿南市が管轄する公園の遊具で使用禁止になっているものがいくつの公園で、いくつの遊具がそのまま存在しているのでしょうか。教えてください。

久米委員長 清原都市整備部参事。

清原 参事 使用禁止になっている遊具がいくつの公園でいくつあるのかとの御質問についてお答えをいたします。

都市政策課で管理しております公園におきまして、現在、使用禁止にしておりますのは 8 公園で、遊具数は 10 基でございます。以上、お答えといたします。

久米委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。8 公園で 10 基あるということですが、使用禁止の場合、キープアウトの黄色いテープが張られているかと思います。そのままにされておくとお子さんって、何か、面白そうなテープついてるなっていうので、その意味が分からなかったりとか、劣化してはがれたときに使用禁止なんだけれども使用してしまう場合もあると思いますので、使用ができない遊具があるのであれば、即座に改修していただくか、撤去していただくような方策を考えていただければと思います。以上です。

久米委員長 水谷委員の質問、これで終わりです。15 分間、休憩します。

【休 憩 14：16～14：31】

久米委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次は星加委員、お願いします。

星加 委員 ありがとうございます。

主要な施策の成果の説明書 15 ページであります。2 の 1 の 15、ふるさと会運営事業でございます。成果といたしまして、会員相互の交流が深まり、ふるさと阿南を応援していただける気運の醸成につながったということが書かれてありますが、この人数を見まして、私が行ってたずっと以前よりもだいぶ人数が減少してるように思っているわけでございます。コロナ禍によりやってないときがありましたので、そういうふうなことで参加者が少ないかとも思うんですが、今、お聞きいたしたいことは、東京及び関西ふるさと会の過去5年間の参加者数と、そのうち、東京近郊及び関西在住者の人数について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

久米委員長 武田観光交流課長。

武田 課長 東京及び関西ふるさと会の過去5年間の参加者数と、そのうち、東京近郊及び関西在住者の人数についての御質問でございますが、令和2年度及び令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により、東京ふるさと会、関西ふるさと会いずれも中止をしております。令和4年度の東京ふるさと会につきましては、参加者59名のうち、東京近郊の在住者は52名。関西ふるさと会につきましては、参加者44名のうち、関西在住者は33名でございます。令和5年度につきましては、東京ふるさと会参加者87名のうち、東京近郊の在住者は76名。関西ふるさと会につきましては、参加者59名のうち、関西在住者は37名でございます。令和6年度、東京ふるさと会につきましては、参加者96名のうち、東京近郊の在住者は86名。関西ふるさと会につきましては、参加者67名のうち、関西在住者は48名でございます。以上、御答弁いたします。

久米委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

人数の減少について、これが、この交流会が魅力ある交流会になっているとお考えでしょうか。以前、私が参加いたしましたときに、そのときに講演をいただいた方がございます。それは大阪のがんセンターの先生でございました。今は熊本大学の医学部で要職に就いている方でございますが、その先生の御講演のときは皆さんが感動いたしたように思われます。そういうふうな事業を取り入れられてるのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

久米委員長 武田課長。

武田 課長 東京ふるさと会及び関西ふるさと会、それぞれ総会を開催しましたあとに交流会ということで親睦会を開催しております。東京ふるさと会では、余興も含めまして毎年楽しみにしていただいている方がいらっしやいまして、年々、参加者は増えていると考えております。また、関西ふるさと会につきましては、交流会と併せて、会長の御意向でビジネスフォーラムということで大阪の事業所と阿南の事業者を引き合わせてビジネスマッチングをしたり、事業者フォーラムをしたり、人と人との交流だけでなく、民間事業者との交流もやっておりまして、それぞれに趣向を凝らしながらやっております。

また、両ふるさと会の課題といたしまして、高齢化が進んでいるということもございまして、若い方にできるだけ、ふるさと会に入っていただくような

工夫も考えているところでございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。関西圏と阿南は近いわけでございますから、企業のマッチングっていうのは大切なことかと思えますし、そういうふうなことを積極的に開催していただいて、ふるさと阿南を応援していただいて、ふるさと阿南応援事業の寄付金、そういうふうなものも増えていったらいいなと思えます。こういうふうなせっかくの東京、それから関西のふるさと会でございますので、こういうふうなチャンスを捉えて前へと進めていただきたいと願っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

久米委員長 続きまして、次は藤本委員。

藤本 委員 決算附属書類の75ページ、子育て支援費の委託料の中の事件処理弁護士委託料33万円ですけれども、まず、確認なんですけど、これは見能林の放課後児童クラブでトラブルが起こった際の弁護士への相談料ということで間違いないでしょうか。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 はい。藤本委員の御指摘のとおりです。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 過去にも質問で聞いたことがあります。阿南市からは刑事告発されたということだと思いますけれども、ところが、警察のほうで告発相談という形で一時的に保留されているような形になって、1年近く経とうかと思えますけれども。現状、どのようになっているか、お聞かせ願えますか。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 見能林児童クラブの運営に関する問題につきましては、令和5年度の決算において、人件費の急増等により運営が圧迫されている状況を把握したことから、保護者役員さんから資料提供及びヒアリング調査を行うとともに、弁護士から専門的な見地を得ながら慎重に調査を進めてまいりました。その上で、警察署に対し、告発相談という形であらゆる面から協議を進めておりましたが、警察署からは、当事案について、受理の水準には至っておらず、刑事告発の受理は難しいという見解をいただいたところです。この警察署の見解を受け、顧問弁護士からも、これ以上の協議は難しいのではという旨の見解が示されたところです。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 刑事告発の水準に至っていないということですがけれども、とはいえ、阿南市としたりた公金に、例えば補助金の一部に被害が出るとある可能性があると思うんですけども、それが、例えば過剰な給料の支払いだったりとか、また、その勤務実態も明らかでないような可能性もあると思うんですけど、阿南市としてはこの

ままでよろしいんですか。この先、どのように考えているのかお聞かせください。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 市内放課後児童クラブは、本市の委託を受けて放課後児童健全育成事業を行っており、毎年度、本市から支払われる国費、県費を含めた委託料と、受益者負担分である保護者負担金によって運営されております。令和5年度及び令和6年7月末までの見能林児童クラブでの人件費急増は、これまで児童クラブになかった役職を設け、市外男性1名を雇い入れた給与が過剰な支出の主な原因であります。この給与は、当該クラブが放課後児童健全育成事業の運営に必要な職員に加えて、独自に新たな役職を設けたものであり、その費用は保護者の負担金及び保護者負担金の剰余金が次年度に繰り越されて蓄積された繰越金を財源としております。繰越金には国庫補助金、県補助金及び市費は含まれておりません。

一方で、市外男性1名の通勤費、タイムカードの虚偽記載及び月給については業務上横領に当たる可能性があることから、警察署に対し告発相談を行っていたところですが、先ほども申し上げたとおり、警察署からは、刑事告発の受理は難しいという見解をいただいたところです。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 確認なんですけど、国、県、市から出ている補助金は、何ていうんですかね、まだ確定はしてないんですけど、いい方難しいな、被害を受けている可能性がないと。この疑いがあるのは保護者の方がずっと積み立ててきた利用料部分ってということですかね。もう一回整理して確認したいんですけど。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 藤本委員御指摘のとおりで、繰越金には国庫補助金、県補助金、市費は含まれておりませんので、見能林児童クラブの運営となっております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 警察の立場からしたら、直接の被害者が、阿南市ではなくて、当時の保護者の方ってというような法的見解っていう理解かなと思うんですけども。

お金の面での追及が難しいとなれば、例えば、私も直接確認してます、曖昧なことをいいよってあとで面倒くさくなったら困るんで事実だけ言いますけど、例えば偽の肩書の名刺を使って、それを市の職員に渡して、そこからコミュニケーションを築き始めたっていう事実があるんですけど。例えば、これなんか、僕が考えるに私文書偽造に当たるんでないかと思うんです。だから、横領のところは難しくても、私文書偽造だけでも刑事告訴するようなことはできないんですかね。これについて、何か顧問弁護士とか警察の見解ありましたらお答えいただけますか。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 まず、私文書偽造罪は印影のある私文書が対象なので、名刺では成立しないと返されます。その上で、御指摘の虚偽の肩書の名刺を使用したことについてですが、市外男性は、ある株式会社の代表取締役でもないにもかかわらず、自己が同社の代表取締役である旨の虚偽の内容を記載し、かつ同社の登録商標を表示した名刺を作成し、本市職員と面談した際、同名刺を交付するとともに、自らが同社の代表取締役である旨の虚偽の説明を行ったので、本市としては偽計業務妨害罪に当たると考えて、警察署に告発相談していましたが、先ほどの答弁と同様に、刑事告発の受理は難しいという見解をいただいていたところです。もとより、偽計業務妨害罪については、名刺だけで偽計となるのか、また、保護者役員らは、その市外男性が同社の関係者ではないことを知っていたのではないか等の問題があり、これらも含めて刑事告発の受理は難しいという見解をいただいていたところです。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 いろんなところで、グレーなところはいっぱいあるけど、ちょっと言葉選びますけど、難しいな。グレーなところばかりという印象ですね。今のお話の中でもありましたけど、例えば、これまでの利用料を横領された疑いのある当時の保護者の方が、民事訴訟で例えば損害賠償請求をするという可能性はまだあると思うんですけども、その辺については、弁護士の見解と、また、阿南市のこれからの取組等について何か考えるところがあればお聞かせください。

久米委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 顧問弁護士からも、刑事事件では難しいが、民事訴訟では損害賠償請求等が認められる可能性はあるのではないかとの見解をいただいています。その場合、本市は当事者ではないため、放課後児童クラブを活用していた保護者が民事訴訟を行うこととなりますが、当然ながら、弁護士費用が必要になりますし、誰が民事訴訟を中心になってやっていくかという問題も出てまいります。民事訴訟を行う際には、当時の保護者役員さんと協力してまいりたいと存じますが、先般も、当時の保護者役員さんと協議させていただきましたが、民事訴訟については難しい状況であります。以上、御答弁といたします。

久米委員長 藤本委員。

藤本 委員 なかなか現実的には難しいということなのでしょうけども、私としては、阿南市のここまでの対応に対しましては、行政組織が市民の方を刑事告訴する手続きまでいったということに対しましては、やはり現場から見てそれなりの証拠、状況等を考えて、迅速に、また、適切な対応をしていただいたなというふうに思っております。また、この先、当時の保護者の方と協議が必要な場合は、いろいろ相談して取り組んでいってほしい。それと、何よりもまず再発防止ですね。しっかりと今回の教訓を制度に入れ込んで、このようなことが起きないように取り組んでほしいと思います。以上です。

久米委員長 続いて、佐々木委員。

佐々木委員 では、通告をしてあります質問1点をさせていただきます。
ページ数は歳入歳出決算附属書類 86 ページと、主要な施策の成果の説明書

34 ページに関係します。葬斎場から発生します残骨灰の処分についてを質問とさせていただきます。

予算書には令和7年度は残灰処理委託料として1万円。令和6年度は4万9,000円が予算書にはついています。予算書には委託料がついているのですが、決算附属書類事項別の明細書には何の記載もなく、主要な施策の成果説明書にも、火葬を行ったとは記載はされていますが、処理の支出がありません。これはどういうことなのでしょうか。説明をお願いいたします。

久米委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 市民生活課長、手塚です。残骨灰の処理につきましては、委託業者の選定に本市の競争入札参加資格名簿において、営業品目を火葬残骨灰処理として登録されている県外15者から郵送で見積書を徴収いたしました。その結果、全ての業者が同額の0円の見積もりを提出したため、公平性を担保する目的で、郵送入札におけるくじ引き方式により抽選し、委託業者を決定いたしました。0円となっておりますので、明細書には記載はしておりません。なお、委託業者はラボサービス株式会社でございます。以上、御答弁といたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 くじ引きということで、どういったくじ引きなのか、もう少し教えていただけたらと思います。県外業者なので、それに対応するくじ引きというのはちょっと聞いてはいるのですが、もう1回、お願いいたします。

久米委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 郵送入札におけるくじ引きの方法ですが、見積もりを提出した業者が任意の数字を決めて、数字の提出もしてきます。その数字と開札をしたときの立ち会いが数字を引きまして、その合計数等を計算式に入れまして、その結果、落札者を決定するというような方式を取っております。以上、御答弁といたします。

久米委員長 佐々木委員。

佐々木委員 今聞いただけでは全く分からないので、というのは、端的に言って、それが本当に公平に、公正にできているのかということです。

今後は要望とさせていただきます。まず、やはり、以前からお願いしているというか、訴えていることですが、現在、金や銀の価格が今も値上がりが続いています。業者が残骨灰をどう処理しているのか、どれだけ収益を上げているのか、残骨灰の価値を聞いてみてはどうでしょうか。市民の中には有償化に賛同する考えの人もたくさんいらっしゃいます。処理の方法と価値、価格を知っていくのも大事なことだと思いますので、聞き取りや調査を要望とさせていただきます。以上です。

久米委員長 続いて、金久委員。

金久 委員 1点だけ質問させていただきます。

国の普通交付税のことにつきまして御質問したいわけですがけれども、令和6

年度の歳入歳出決算附属書類の8ページには総括表がございます。また、一緒に提出されております監査委員からの一般会計特別会計決算審査意見書の20ページにも同様に、令和5年度と令和6年度の比較増減というのが記載がされております。

そこで、これらに基づきまして1点お伺いをします。令和6年度の決算を見てみますと、令和5年度は市税と地方交付税の合計額は約182億5,800万円、令和6年度は187億600万円となっております。このことは、税収が減れば普通交付税は増え、税収が増えれば普通交付税は減るものと基本認識していますけれども、この数字を見ますと令和6年度は市税の減収以上に交付税が増えておる状況になっております。

そこでお伺いしたいんですけども、市としては、令和5年度から令和6年度の普通交付税の現状をどのように分析をされておるのか、お考えをお伺いしたいと思います。以上でございます。

久米委員長 石山財政課長。

石山 課長 財政課、石山でございます。普通交付税に関するお尋ねと承知しております。令和6年度の普通交付税の分析でございますが、令和6年度は、国におきまして社会保障関連経費や人件費の増加が見込まれる中で、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応、また行政サービスを安定的に提供できるよう地方交付税等の一般財源の総額について、令和5年度の額を上回る額を確保していただいたことに加えまして、新たな算定の方式としまして、物価高を捉えた算定、また臨時財政対策債の償還に係る基金への積立の費目を新たに設けたほか、給与の改定など算定項目が新たに加わったところでございます。また、これによりまして、国の補正予算によって再算定が行われ、追加交付がされたということになってございます。

このような状況の中で本市の場合の算定でございますが、法人市民税などが減少いたしまして、基準財政収入額、収入に係る部分でございますが、そちらが約3.8億円減少となっております。その一方で、基準財政需要額、歳出のほうでございますが、子ども子育て費や、高齢者、保健福祉費など、こちらも社会保障関連経費でございますが、増加を主な背景として、約4.2億円の増となっております。このことから、令和6年度の普通交付税の決算額は47億6,732万6,000円で、前年度に比べまして8.2億円ほどの増加、率にしますと20.2%の増加となったものと分析しております。今後の算定においても、引き続き適切な算定に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えとします。

久米委員長 金久委員。

金久 委員 ありがとうございます。市の財政の根幹っていいものは一般財源でございます。それはもう皆さん御存知のとおりであります。国から交付されます譲与税とか市税等地方交付税により、市の様々な施策が展開されるっていうのは、もう予算を組んでいる側としてはそのとおりだと思います。普通交付税がこのように、今、御説明のあったように伸びるということにつきましては、国のいろんな制度、あるいは税収の増加、そういうことによっていろんな追加がされておるといってお話でございます。

今後におきましても、令和6年度決算でございますので、当然、令和7年度、今、いっておりますが、市政が推し進める中で、各種事業におきましても国の補助金、交付金はもとより、普通交付税に算入されております、普通、参入さ

れてきますけれども、有利なメニューというのがたくさんあるかと思うんですけれども、そういうものをしっかり活用していただくということで、市税に頼らない、負担がそれではできない部分をしっかりと補っていただいて、これからの事業を展開していただきたいと、これは要望として申しておきます。以上です。

久米委員長 以上で、通告による質疑は終わりました。
これにて質疑を終結いたします。
これより第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

久米委員長 異議ありということですので、挙手採決します。
それでは、挙手による採決をいたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手 多数)

久米委員長 挙手多数。よって、第9号議案 令和6年度阿南市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・挙手採決
挙手多数・原案認定

第10号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 続きまして、10号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより第10号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、通告がありますので指名をいたします。佐古委員。

佐古 委員 通告に従い、質問させていただきます。附属書類の162ページに関わって質問いたします。
一つ目は、国民健康保険被保険者数をお示しいただきたいのと、それに関わって、国民健康保険の所得別世帯数をお伺いいたします。よろしく願いします。

久米委員長 近藤課長。

- 近藤 課長 佐古委員の国民健康保険に関する御質問にお答えいたします。
最初に、令和6年度末の令和7年3月31日現在の国民健康保険被保険者数は、1万1,495人でした。
次に、令和7年3月末現在の国民健康保険に加入している世帯の所得別世帯数ですが、令和6年度課税となりますので、令和5年中の所得となりますが、まず所得が100万円未満は4,365世帯。100万円から200万円未満は1,647世帯。200万円から300万円未満は772世帯。300万円から400万円未満は318世帯。400万円から500万円未満は190世帯。500万円から600万円未満は130世帯。600万円以上は375世帯でございます。以上、お答えとさせていただきます。
- 久米委員長 佐古委員。
- 佐古 委員 ありがとうございます。よく分かる答弁でした。100万円以下の所得の方が非常に多い分布となっているので、今後の負担軽減の要請に活用させていただきます。
続きまして、長期滞納者に対する資格証明書の送付件数をお伺いいたします。お答えいただけますでしょうか。
- 久米委員長 近藤課長。
- 近藤 課長 次に、長期滞納者に対する資格証明書の送付件数についてお答えします。
資格証明書とは、医療機関等を受診した際、窓口での支払いが全額自己負担の10割となるものでございます。制度改正により、現在は名称が変更されております。この資格証明書の送付については、個別に納税相談した上で、分納納付約束を履行している世帯を除き、1年以上の滞納がある世帯に送付いたしました。また、制度上、4か月ごとに有効期限を設定した短期被保険者証をお送りしていたこともあり、年に3回お送りしてございました。
それでは、件数を申し上げます。令和6年4月1日以降に対象となった世帯は121世帯でした。また、同年8月1日以降に対象となった世帯は63世帯、同年12月1日以降に対象となった世帯は56世帯で、合計246世帯に送付いたしました。なお、資格証明書の対象となった世帯の中に、18歳以下の子ども医療助成の対象となっている被保険者などへは、医療給付の受けられる被保険者証をお送りしてございましたので、御承知おきいただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。
- 久米委員長 佐古委員。
- 佐古 委員 丁寧なお答え、ありがとうございました。
続きまして、国民健康保険税減免の相談に来た場合の対応はどうかございますか。お答えいただけますでしょうか。
- 久米委員長 日下税務課長。
- 日下 課長 委員御質問の国民健康保険税減免の相談に来た場合の対応についてですが、国民健康保険税に関わらず、税金の相談につきましては、日頃より窓口、電話等で受け付けており、必要な手続きが必要となる場合は届け出等を行っていただいております。これらの相談内容につきましては、システムで文書として継

続的に管理しておりますが、税目や減免等の内容的に区分して集計できるものではありませんので、年間の相談件数等の状況については確認できませんが、倒産や解雇による国保税の減免につきましては申請が必要となっておりますので、相談を受ける中で、該当する場合は申請をいただいております。令和6年度は79件を受け付け、減免の決定を行っております。以上、お答えとさせていただきます。

久米委員長 佐古委員。

佐古 委員 しっかり減免対象者を減免なさっていただけると聞いて安心しました。今後とも、国民健康保険税加入者の負担軽減のための要請も行っていこうと思っております。今後ともよろしく願いいたします。以上で終わります。

久米委員長 以上で、通告による質疑は終わりました。
これにて質疑を終結いたします。
これより第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり、認定することに決定いたしました。大変失礼しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第11号議案 令和6年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12号議案 令和6年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第25号議案 令和6年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第11号議案 令和6年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第12号議案 令和6年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び第25号議案 令和6年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。理事者の説明求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

久米委員長 　ただ今、理事者の説明が終わりました。これより第 11 号議案、第 12 号議案及び第 25 号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ質疑の通告がございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

　　これより、第 11 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

久米委員長 　御異議なしと認めます。よって、第 11 号議案 令和 6 年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 　続きまして、第 12 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

久米委員長 　御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案 令和 6 年度阿南市伊島診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 　続きまして、第 25 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

久米委員長 　御異議なしと認めます。よって、第 25 号議案 令和 6 年度阿南市椿診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 　ここで 15 分間休憩します。

【休 憩 15:37～15:51】

第13号議案 令和6年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14号議案 令和6年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第13号議案 令和6年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第14号議案 令和6年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。理事者の説明求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第13号議案及び第14号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ、質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第13号議案 令和6年度阿南市加茂谷財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 続きまして、第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第14号議案 令和6年度阿南市伊島財産区運営事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第15号議案 令和6年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第15号議案 令和6年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。是松住宅課長。

【理事者説明 是松 住宅課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第15号議案に対する質疑に入りたいと思います。通告がありますので指名をいたします。佐古委員。

佐古 委員 通告に従い、質問いたします。決算附属書類の200ページに関わって質問いたします。

現状で未回収となっている約1億8,000万円についての、この借りている人の件数の内訳と、滞納の要因、それと、これまでの対応を教えてください。よろしくお願いいたします。

久米委員長 是松住宅課長。

是松 課長 佐古委員の御質問に対して、順を追って御答弁申し上げます。

初めに、住宅新築資金等貸付事業に係る償還未済額約1億8,000万円の件数の内訳についてでございますが、令和6年度末の総貸付件数は613件、完済件数556件、滞納件数57件となっております。完済率は約90.7%であり、御質問のありました約1億8,000万円に対する件数は滞納件数の57件でございます。

次に、滞納の要因についてでございますが、高齢化による収入の減少や生活保護の受給、本人の健康状態悪化、債務者の死亡等が主な要因でございます。

次に、償還金の回収に係るこれまでの対応といたしましては、残高通知書の送付、個別相談等による分割納付の促進のほか、弁護士を通じた催告等、あらゆる手段を講じて債権の回収に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、引き続き滞納額の減少に努めてまいります。以上、お答えいたします。

久米委員長 佐古委員。

佐古 委員 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。これからも市として公平性とバランスを考え、御尽力していただければと思います。ありがとうございました。

久米委員長 以上で、通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結いたします。これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 15 号議案 令和 6 年度阿南市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 16 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第 16 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

久米委員長 ありがとうございます。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第 16 号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、今のところ質疑の通告がございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第 16 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 16 号議案 令和 6 年度阿南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 17 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 21 号議案 令和 6 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 23 号議案 令和 6 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第 17 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第 21 号議案 令和 6 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第 23 号議案 令和 6 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。理事者の説明求めます。三河環境保全課長。

【理事者説明 三河 環境保全課長】

久米委員長 ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第 17 号議案、第 21 号議案、及び第 23 号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、今のところ質疑の通告がございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、17 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 17 号議案 令和 6 年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 続きまして、第 21 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 21 号議案 令和 6 年度阿南市豊香野地区生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長 続きまして、第 23 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 23 号議案 令和 6 年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定す

ることに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第18号議案 令和6年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第18号議案 令和6年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。吉村学校給食課長。

【理事者説明 吉村 学校給食課長】

久米委員長 ありがとうございます。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第18号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第18号議案 令和6年度阿南市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第19号議案 令和6年度南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第19号議案 令和6年度南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。西岡教育総務課長。

【理事者説明 西岡 教育総務課長】

久米委員長 ありがとうございます。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第19号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第19号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 19 号議案 令和 6 年度南市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 20 号議案 令和 6 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第 20 号議案 令和 6 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明求めます。岡本下水道課長。

【理事者説明 岡本 下水道課長】

久米委員長 お疲れでした。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第 20 号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 20 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 20 号議案 令和 6 年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 22 号議案 令和 6 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第 22 号議案 令和 6 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者の説明求めます。近藤保険年金課長。

【理事者説明 近藤 保険年金課長】

久米委員長 ありがとうございます。
今日の会議、少しだけ延長を宣言しておきます。
ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第 22 号議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ただ今のところ質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、22 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 22 号議案 令和 6 年度阿南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

第 24 号議案 令和 6 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

久米委員長 次に、第 24 号議案 令和 6 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。理事者の説明求めます。尾田保健センター所長。

【理事者説明 尾田 保健センター所長】

久米委員長 ありがとうございます。ただ今、理事者の説明が終わりました。これより、第 24 号議案に対する質疑に入りたいと存じますが、ただ今のところ質疑の通告はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 24 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

久米委員長 御異議なしと認めます。よって、第 24 号議案 令和 6 年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

質疑終了・採 決
全会一致・原案認定

久米委員長　　以上で、決算審査特別委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。以上で、本委員会を閉じることいたしますが、西田副市長から御挨拶を受けたいと存じます。西田副市長。

西田副市長　　決算審査特別委員会の閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本日、決算審査特別委員会を開催していただき、誠にありがとうございました。また、御審査賜りました議案につきまして、全て原案のとおり認定いただき、衷心より御礼を申し上げます。審査の過程において頂戴いただきました貴重な御意見、御提言等につきましては、今後の会計運営に生かしながら、適正かつ効率的な事業の推進に努めてまいり所存でございます。委員の皆様方には、引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

久米委員長　　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には本当に御協力をいただきまして、スムーズな運営をすることができました。ありがとうございました。これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

【 17 : 07 閉会 】
